

各学校長様

学校教育課長

非常時の児童・生徒に対する措置の基準について

このことについて、令和8年4月9日付事務連絡にてお知らせしておりましたが、防災気象に係る情報名称などが大きく変わるため、下記のとおり標記の基準を変更する旨、お知らせします。

つきましては、学校においては、教育委員会との連携のもと、適切な措置がとれるようご配慮ください。また、児童・生徒へ十分に指導いただき、保護者への周知徹底につきましても配慮願います。

記

I 暴風、暴風雪、大雪、レベル3大雨、レベル3氾濫警報発表の場合の対応

※警報・注意報には、レベルが付記されます（別紙参照）

- 1 午前7時の時点で、「加古川市」に警報発表の場合
  - 小・義務教育学校（前期課程）・養護学校
    - 臨時休業とする。
  - 中・義務教育学校（後期課程）
    - 生徒は自宅待機とする。
    - 午前10時までに警報が解除された場合
      - ・学校からの連絡を待たせる。
      - ・気象条件、通学路の状況、学校の実情を把握し、安全に十分配慮したうえで、原則として登校させる。
    - 午前10時までに警報が解除されない場合
      - ・臨時休業とする。
- 2 始業時刻以降に警報が発表された場合
  - 発表時刻、気象条件、通学路の状況、学校の実情等を考慮のうえ、適切に措置する。
  - 下校させる場合は、保護者と連携をとりながら、引渡し方法等安全に十分注意を払う。
- 3 学校のとった措置及び児童・生徒の状況報告
  - (1) 方法
    - ・速報……………電話連絡
    - ・臨時休業の場合……………後日「臨時休業報告書」を提出する。  
※市内全小・義務教育学校（前期課程）・養護学校又は全校が臨時休業の場合は提出不要
  - (2) 提出先 学校教育課（学校事務係）

II 地震（震度5弱以上）が発生した場合の対応

- 1 登校前に「加古川市」で発生した場合
  - 臨時休業とする。
- 2 登下校中に「加古川市」で発生した場合
  - 原則として登校させるが、状況に応じて適切に措置する。
  - 下校中に発表された場合、児童・生徒の安全確認を行う。
- 3 始業時刻以降に「加古川市」で発生した場合
  - 揺れが収まるまで安全を確保する。
  - 揺れが収まったら、安全な場所（校庭や体育館等）に避難させる。
  - 下校させる際は、保護者と連携をとりながら、安全状況を確認のうえ、適切に措置する。

### Ⅲ 気象防災速報（竜巻注意情報/竜巻目撃、線状降水帯発生・記録的短時間大雨） 発表の場合の対応

- 1 午前7時の時点で、「兵庫県」に発表の場合  
○全校の児童・生徒は自宅待機とし、解除されてから登校させる。  
※竜巻注意情報は、発表後有効時間は1時間、いずれの速報も「解除」の発表は出されないため注意が必要
- 2 登校中に発表された場合  
○原則として登校させるが、状況に応じて適切に措置する。
- 3 始業時刻以降に発表された場合  
○舎外での活動をただちに中止し、舎内で活動させる。  
○下校までに発表された場合、安全が確保されるまで舎内で待機させる。  
○下校中に発表された場合、児童・生徒の安全確認を行う。

### Ⅳ Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合の対応

- 1 登校前に「兵庫県」に発信された場合  
○全校の児童・生徒は自宅待機とする。
- 2 登下校中に「兵庫県」に発信された場合  
○自宅か学校の近い方に避難させることを原則とする。

### Ⅴ 熱中症事故防止のための対応

- 1 熱中症特別警戒アラート（午後2時頃）が発表された場合  
○翌日は臨時休業とする。  
※各学校で、事前に登録した熱中症警戒アラート等配信サービスからのメールを確認する。
- 2 暑さ指数情報提供地点の明石または姫路にWBGT（暑さ指数）35の予測（午後5時頃）が発表された場合  
○翌日は臨時休業とする。
- 3 登下校時における対策  
○下校時間帯にWBGT = 33以上となる場合は、WBGT = 31に下がる時間まで、繰り返し下校（教室待機）するなどの対策をとる。その際は、保護者に下校時刻が遅れることを配信する。  
○「日傘」や「冷やしタオル」、「冷やしスカーフ」等の冷却・冷感グッズの活用等を児童生徒に指導する。

### Ⅵ その他の警報発表及び危険が予測される場合

- 1 津波、レベル3高潮、波浪、レベル3土砂災害警報については、当該学校長にて判断する。
- 2 警報が発表されていなくても、浸水等のおそれがある箇所等については、学校ごとに点検し、通学路の変更等の措置を講じるとともに、安全面に十分配慮する。
- 3 登校中に雷が発生した場合、児童・生徒及び保護者の判断により、安全な場所に避難させる。また、雷が遠ざかったのを確認してから再登校させる。
- 4 市内において災害が予想される際は、市教育委員会の判断により警報発令の有無にかかわらず学校を臨時休業とする場合がある。
- 5 熱中症が危惧される場合は、部活動ガイドラインや加古川市立学校における熱中症対策ガイドライン（令和6年7月）のとおり、WBGTが31以上で、原則、運動を禁止すること。

### Ⅶ 平素からの防災対策

- 1 非常事態発生に際し、適切な措置が取れるように、平素から家庭への連絡方法を確立しておくとともに、学年当初や長期休業前等には、特に児童・生徒ならびに家庭に周知徹底しておく。
- 2 管理下において、地震、火災等が発生した場合、教職員が冷静に児童・生徒を掌握し、秩序ある行動がとれるように、平素から各学校の実態に即した防災対策を講じるとともに、教育委員会作成の「危機管理マニュアル（危険等発生時対処要領）」や各学校作成の危機管理マニュアル並びに学校安全計画をもとに、学校安全における管理指導をなお一層徹底する。